

# 公益財団法人全日本柔道連盟 学校顧問特例資格制度

## (目的)

第1条 学校顧問特例資格とは、大会などの引率「監督」として参加できる資格である。この資格は学校内での指導を保証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支援する目的に設置するものである。

## (条件)

第2条 以下の条件を全て満たす者については柔道の普及発展の見地から特例措置として、全国大会等の引率ができるように配慮する。

(1) 学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問

(2) 柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない者

※ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が存在することが望ましい。

2. 原則として、公認柔道指導者資格を取得可能な教員は申請できない。

## (認定)

第3条 公認柔道指導者規程で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査を受けた後、中央指導者資格審査委員会で「学校顧問特例資格」として認定する。

## (権利と義務)

第4条 全柔連主催大会等においてB指導員に準ずる権利を有し、「顧問」「監督」「コーチ」などの資格で、生徒を引率する資格が得られる。

2. 原則として2年に1回、全柔連が指定する講習会(安全指導、基本指導の講習)を受講することが望ましい。

## (申請)

第5条 申請希望者は所定の申請書を記入のうえ、各都道府県柔道連盟(協会)に提出する。

2. 各都道府県柔道連盟(協会)は、都道府県指導者資格審査委員会にて申請者が条件を満たしているかどうかを確認した後、中央指導者資格審査委員会に推薦する。

3. 中央指導者資格審査委員会で審査し、認定者には証明書を送付する。

4. 本資格の有効期間は当該年度末(3月31日)とし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。

5. 本資格の申請料は徴収しない

## (施行期日)

第6条 この制度は、平成25年4月1日から施行する。